

令和5年9月1日

小未お第8号

小山町淑徳大学入試自治体推薦書発行事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小山町と淑徳大学が締結した協定に基づき、淑徳大学が実施する地域創生人材育成入試(自治体推薦入試)の受験を希望する者の募集及び推薦書発行に関し必要な事項を定めるものである。

(募集学部学科)

第2条 募集する学部及び学科は、地域創生学部地域創生学科とする。

(応募資格)

第3条 自治体推薦の応募資格者は、小山町に住所を有する者又は静岡県立小山高等学校の卒業生(受験年度に卒業見込みの者を含む)のうち、受験年度に学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校を受験年度に卒業見込みの者又は前年度卒業した者で、かつ次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 淑徳大学が定める地域創生人材育成入試試験要項の出願資格を満たす者
- (2) 卒業後に小山町及び静岡県の活性化に向け働く意志がある者
- (3) 合格後に淑徳大学への入学が確約できる者

(募集期間及び人数)

第4条 自治体推薦者の募集は、淑徳大学が定める地域創生人材育成入試試験要項の公表後、試験日ごとに設定された願書受付期間の満了10日前までとし、募集人数は、各年度若干名とする。

(応募手続)

第5条 自治体推薦を受けようとする者は、前条の期間中に、淑徳大学地域創生人材育成入試自治体推薦申込書(様式第1号)を、小山町未来創造部おやまで暮らそう課まで提出する。

(推薦書発行)

第6条 町は、前条の申込書の内容を審査のうえ推薦を決定したときは、速やかに推薦書(様式第2号)を発行、封緘し、申込者に手渡しその他の方法により送付する。ただし、特別な理由がある場合には、推薦書を淑徳大学に送付することができるものとする。

2 申込書の内容を審査した結果、推薦しないこととしたときは、速やかに申込者へ通知するものとする。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。